

◎平成30年4月1日から健康保険法等の規定に基づいて、療養病床に入院する65歳以上の高齢者には、食費の負担とともに居住費（高熱水費）の負担がかかります。

## « 入院時食事療養費と入院時生活療養費 一部負担金一覧 »

区分		入院時食事療養費（I）	入院時生活療養費（I） (療養病床に入院する65歳以上の方)
①	一般の方	1食につき 510円	(食 費) 1食につき 510円 (居住費) 1日につき 370円
②	③・④・⑤のいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者の方	1食につき 300円	(食 費) 1食につき 300円 (居住費) 1日につき 0円
③	市町村民税非課税の世帯に属する方等(④・⑤以外の方)	1食につき 240円 ※過去1年間の入院期間が90日超 1食につき 190円	(食 費) 1食につき 240円 (居住費) 1日につき 370円
④	③のうち、所得が一定の基準に満たない方等(⑤以外の方)	1食につき 110円	(食 費) 1食につき 140円 (居住費) 1日につき 370円
⑤	④のうち、老齢福祉年金を受給している方		(食 費) 1食につき 110円 (居住費) 1日につき 0円

注1：回復期リハビリテーション病棟に入院する患者の負担については、入院時食事療養費の負担額と同額の負担額となります。

注2：上記の③から⑤までに該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証を提出することで、減額が受けられます。

（わからないことがありますたら、入院事務所窓口までお問い合わせください。）